

大気汚染防止法・環境の保全と創造に関する条例に基づく届出フロー図（特定粉じん）

解体・改修しようとする建築物（工作物）に特定建築材料（特定石綿含有材料）【飛散性のもの】

が使用されていますか。

※特定建築材料（特定石綿含有材料）とは

①吹付け石綿 ②石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材をいいます。

